

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ピーバンドットコム	コード	3559
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	森 博司	社外取締役	○														○		有
2	吉野 功一	社外取締役	○														○		有
3	豊田 賢治	社外取締役																	
4																			
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		森博司氏は、長年にわたり金融機関において資金調達支援、IPO支援、IR支援、M&Aなどの業務に従事し、上場企業の監査役を務めるなどの経験から、企業金融や経営管理に関する豊富な知見を有しておられます。客観的中立的な立場から経営監視機能を果たすとともに、新規事業投資及びコーポレート・ガバナンスの強化において有益な助言をいただいております。また、指名・報酬委員会委員として、当社の役員報酬制度および個別報酬額等の決定、取締役の再任可否および社長の後継者計画に関わる審議において独立した立場から積極的な発言をいただいております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないとの判断から、独立役員に選任しております。
2		吉野功一氏は、総合商社において長年にわたる海外勤務と総経理としての実務経験を重ねた後、内部監査(公認内部監査人資格(CIA)取得)に従事するなど、財務・会計およびガバナンスに関する高度な専門性を備えておられます。また、上場企業の監査役としての職務を通じて、経営視点で幅広い知見をお持ちです。当社においては、これらの知見を活かし、内部統制の確かな評価、リスクマネジメント体制の整備、そして取締役会への建設的な提言を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に寄与いただけるものと考え、当社の社外取締役に相応しいと判断いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないとの判断から、独立役員に選任しております。
3	豊田 賢治氏は、当社と法律顧問契約を締結している東京桜橋法律事務所の代表であり、過去には同氏と法律顧問契約を締結していました。東京桜橋法律事務所と当社の間には現在も取引がありますが、いずれも案件の内容に応じて複数の法律事務所の中から選択した結果であり、報酬額も他の法律事務所と比較して妥当な水準と判断しております。	
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。